

実質化された豊浦町大河内地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	豊浦町大河内地区(大河内集落)	令和5年3月31日	

1 対象地区の状況

①地区内の農地面積	41.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	23.6ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

2 対象地区の農業の現状及び課題

・当地区は、認定農業者(1経営体)が中心経営体となり、地区内農地の約3割を担っているが、農業者の高齢化が進む中で、更なる農地の引き受けが困難な状況にある。
 ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積は3.6ha、規模縮小や離農の意向も踏まえると3.6ha以上が見込まれ、今後、新たな担い手の確保や、法人も含め地域全体で農地を管理していく方法を検討する必要がある。
 ・収益性を確保するため、園芸作物等の導入を検討する必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稻を中心に、農作業の効率化を図るため農地の集積・集約化を進め、機械の共同利用や農作業の外部委託により省力化を図る。
 ・中心経営体への集積・集約は継続しつつ、地域外からの入作や就農者、農作業の支援者を受入れ、地域全体で農地を耕作または管理し、環境を整備する仕組みの整備を進める。
 ・中心経営体は、水稻生産の他、施設ネギの栽培を継続し、複合経営を推進する。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現在の中心経営体である認定農業者1経営体へ集約する他、入作を希望する農業者や新規就農者の受入れをすることにより、農地の集約化をしていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1 経営体		13 ha		13 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>農用地の集積、集約化の方針※</p> <p>ほ場の特性や水利の状況等を見ながら団地化を検討し、認定農業者や新規就農者を中心に農地集積を進める。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針※</p> <p>農地中間管理機構を活用し、小作地の分散を解消して団地化する等、農業の生産効率の向上を図る。</p>
<p>基盤整備事業への取組方針※</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討、耕作者の意向を踏まえながら必要に応じて、取り組みを行う。</p>
<p>多様な経営体の確保・育成の取組方針※</p> <p>酒造会社と連携し、オーナー田や農業体験など都市農村交流を実施し、人を呼び込むことにより地域を活性化するとともに、地域内外から多様な経営体を募る。</p>
<p>農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針※</p> <p>現在、防除作業を業者に委託しているが、中山間直接支払交付金事業により導入するドローンを他集落含めた広域で共同利用する計画があり、防除の受委託を検討する。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針</p> <p>中山間直接支払交付金等を活用し、鳥獣害防護柵等の維持・管理、必要に応じて設置する。</p>
<p>小・中規模個人経営体の取組方針</p> <p>多面的機能直接支払交付金及び中山間直接支払交付金に取り組み、資材・機械の購入や施設(水路・農道・ため池等)の維持補修等に活用するとともに、その他に活用できる補助事業を検討する。</p>